

労働条件改善のための支援策を知りたい

労働環境整備支援対策

趣旨・目的

ワーク・ライフ・バランスの実現、労働災害防止、健康確保対策等のため、次の支援策が講じられます。

支援内容

1. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組への支援

経験豊富な社会保険労務士の中から任命された「働き方・休み方改善コンサルタント」が、労働時間短縮のノウハウ等ワーク・ライフ・バランスの取組みに向けた電話相談や企業への個別訪問によるアドバイス、複数の企業が参加する講習会の講師派遣、ワークショップ等のサービスを提供しています。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、充実した生活から仕事上の良いアイデアが生まれる等企業と労働者の双方にメリットがある一方、今後、少子化がますます深刻化していく中で、優秀な人材を確保し、定着させる上においても非常に重要な課題でもあります。

そのために、働き方・休み方改善コンサルタントが懇切丁寧にアドバイスを行って企業を支援します。ぜひ、働き方・休み方改善コンサルタントの個別訪問をお申込みください。

[問い合わせ先：滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL 077-523-1190]

2. 労働災害防止・健康確保対策

(1) 二次健康診断等の給付

定期健康診断において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見がある場合に、二次健康診断等給付が受けられます。

[問い合わせ先：滋賀労働局労災補償課 TEL 077-522-1131]

(2) 産業保健活動総合支援事業

産業保健スタッフへの研修、事業者からの労働者の健康管理・メンタルヘルスについての相談対応、治療と仕事の両立支援、産業保健に関する情報の提供など、企業内での産業保健活動への総合的な支援を無料で行います。

メンタルヘルス対策の支援のため、職場環境改善計画助成金、心の健康づくり計画助成金のほか、労働者数50人未満の事業場を対象としたストレスチェック助成金や小規模事業場産業医活動助成金の支給を行います。

[問い合わせ先：滋賀産業保健総合支援センター TEL 077-510-0770]

3. 最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援事業

(1) 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（中小企業・小規模事業者の相談窓口）

働き方改革推進の一環として、生産性向上による賃金引上げに向けた支援を行うため、無料相談窓口を開設しています。

[問い合わせ先：滋賀働き方改革推進支援センター（土日祝を除く9：00～17：00）TEL 0120-100-227
所在地：大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階]

(2) 業務改善助成金

業務改善（労働能率の増進・生産性の向上に資する設備・器具の導入等）等に係る計画を作成・実施し、

事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げる中小企業事業主に、その業務改善に要した費用の一部を助成します。

【対象事業場】 ※申請期限：令和4年1月31日

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内および事業場規模100人以下の事業場

※令和3年4月時点では滋賀県最低賃金が868円のため、滋賀県内では事業場内最低賃金が898円以下で、かつ100人以下の事業場が対象となります。

【主な支給要件】

①事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後一定期間を経過していること。）の賃金を引き上げる計画を作成し、交付申請後に賃金引上げを行うこと。（引上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。）

②生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。

（単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外です。）

問い合わせ先

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190（137ページ No.26）

※支援内容により本文の問い合わせ先にご連絡下さい。